

石川労働局職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

石川労働局の任期を定めた常勤職員

2 仕事内容

公共職業安定所における業務（ハローワーク白山）

- ・窓口での職業相談、職業紹介及び職業訓練に関する業務等

※詳細は求人票の仕事内容をご確認ください。

3 募集人員

1名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

学歴：不問

資格・免許：不問

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（令和7年度における定年年齢は62歳）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8－12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和8年3月末日までとなります。

6 採用日

令和7年11月10日を予定しています。

7 勤務地

・ハローワーク白山

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書、ハローワーク紹介状

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（職業相談・職業紹介に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

＜論文の課題＞（800文字程度）

「個人情報を取り扱う際に心がけること、重要なことは何か。あなたの考えを述べてください。」 ※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、石川労働局総務部総務課募集担当あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、不採用の場合は、応募書類は返却します。

11 応募期限

令和7年10月7日（火）

応募書類は当日必着（持参の場合は当日17：00まで）とします。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和7年10月14日（火）頃を予定

通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和7年10月21日（火）

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和7年10月27日（月）頃を予定

可否にかかわらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

石川労働局総務部総務課 毛利、松永

住所 〒920-0024

石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階

電話 076-265-4420

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（188,000円～354,700円程度）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額3,000円、子1人につき11,500円等
 - 住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1年間に俸給等の約4.6か月分（令和6年度実績）